

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		令和6年10月16日					
京都府福知山市字内記13-1		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）					
		福知山市長 大橋 一夫					
		電話番号： 0773-48-9554					
主たる業種	市町村関係	細分類番号	9 8 2 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	令和2年度から令和4年度の温室効果ガス排出量の平均を基準とし、令和7年度に3年間平均6.0%以上削減する。						
計画を推進するための体制	副市長を本部長とする福知山市エネルギー・環境戦略推進本部を設置し、計画の総合的な推進を図る。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	12,940.0 トン	10,751.5 トン	10,528.1 トン	10,303.6 トン	-18.6 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	11,629.0 トン	10,739.3 トン	10,515.9 トン	10,291.4 トン	-9.6 パーセント	
	目標の根拠	第四計画期間から目標削減率が変更されたことに準じて目標を設定する					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (職員数)	20.35	16.39	16.05	15.71	-21.13 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	職員ひとりひとりの行動変容を促すため原単位の分母を職員数と設定する					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		37 パーセント	37 パーセント	37 パーセント	37 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	福知山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき温室効果ガス排出量の削減に取り組む。					
	令和6年度	福知山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき温室効果ガス排出量の削減に取り組む。					
	令和7年度	福知山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき温室効果ガス排出量の削減に取り組む。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	公共交通機関の利用促進					
	上記の措置を採用する理由	自動車等の利用抑制による温室効果ガス排出量の削減につながるため					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	12.2 トン	12.2 トン	12.2 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
合計	12.2 トン	12.2 トン	12.2 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	福知山環境会議事務局として、みどりのカーテン用ゴーヤ苗の配布に尽力。						
特記事項	公共施設で太陽光パネルの導入を進めている。PPAでの導入が多数であり、売電による再エネ供給量については、伸びにくいと想定。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。